

対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画



長 崎 県 対 馬 市
令和 8 年 7 月 改 定

目 次

(はじめに)

- 1. 今般の対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的…………… 1
- 2. 市行動計画の概要…………… 2

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な
考え方…………… 3

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- 第2章 対策推進のための役割分担…………… 12

- 第1節 国の役割
- 第2節 県及び市の役割
- 第3節 医療機関の役割
- 第4節 指定（地方）公共機関の役割
- 第5節 登録事業者の役割
- 第6節 一般の事業者の役割
- 第7節 市民の役割
- 第8節 対馬市の新型インフルエンザ等対策に係る組織体制

- 第3章 対策の基本項目…………… 17

- 第1節 市行動計画の主な対策項目

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制…………… 19

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

- 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション…………… 22

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

第3章 水際対策	25
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第4章 まん延防止	28
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第5章 ワクチン	29
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
第6章 保健	39
第1節 準備期	
第2節 対応期	
第7章 物資	41
第1節 準備期	
第8章 市民生活及び地域経済の安定確保	42
第1節 準備期	
第2節 初動期	
第3節 対応期	
資料	
1. 用語集	46
2. 対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例	51

(はじめに)

Ⅰ. 今般の対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和 2(2020)年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)^[1] (以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び地域経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機^(用語 1)において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般の対馬市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等^[2]以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事^(用語 2)には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

2. 市行動計画の概要

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の様々な対策の選択肢を参考に、国が作成する基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）に基づき、対応を行っていく。

従前の市行動計画は、平成 26(2014)年 11 月に作成されたものであるが、今般の新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が抜本的に改定され、それに伴い県においても長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定が行われたことにより、本市においても改定を行うものである。

今般の政府行動計画及び県行動計画の改定は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとされている。この政府行動計画及び県行動計画の改定内容を基に、市行動計画では 8 項目を対策項目として作成している。

また、市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策及び市が実施する措置等を示すものであり、本行動計画等に基づき取組を推進し対策を実施する。

さらに、実効性を確保するため、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合は、その改定内容を基に市行動計画の改定を行う。

第Ⅰ部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第Ⅰ節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等^(用語 3)の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。そのため、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者^(用語 4)の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある^[3]。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン・治療薬等の確保のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等なるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化する。

- 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしているが、いずれの段階においても、市は市民にとって最も身近な行政主体であるということを踏まえて、適切に対応を実施していく。

市は、国からの要望や要請を受けて、業務継続計画（BCP）^{（用語5）}に基づく対応や、学校の臨時休業等の社会活動制限による対応と市民の行動抑制の普及を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、市民の生命及び健康を保護しつつ社会・経済活動の両立を目指していく。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等や新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市においては、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、地理的な条件、一部地域への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性⁴⁾等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等の内容を踏まえて、優先的に実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や、事業者等による業務継続計画の策定、予防接種の体制整備等など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、国、県の動向を踏まえながら直ちに、初動対応の体制に切り替える。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、感染リスクのおそれのある者の外出自粛、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

4 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、不測の事態が生じたとしても、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、長崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるとの体制を整備し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し⁵⁾、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、感染症対策の見直しを行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策実施を積極的に検討することが重要である。

5 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

事業者における従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や、社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関^{（用語 6）}による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用（咳エチケット）等の季節性インフルエンザ^{（用語 7）}等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症^{（用語 8）}等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、関係機関との緊密な連携協力や、訓練の実施により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

「感染症危機は必ず起こり得るものである」との認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(3) 関係機関相互のリスクコミュニケーション^(用語9)等の備え

関係機関と相互に緊密な連携を図り、リスクコミュニケーションの整備等について平時からの取組を進める。

(4) DXの推進や人材育成等

業務負担の軽減等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力向上を図るためのDX推進のほか、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に進める。

2. 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 対策項目ごとの時期区分

対策の切替え時期については、柔軟な対応が可能となるよう、リスク評価等に基づき、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載する。また、必要に応じて、個々の対策を切替えるタイミングの目安を示す。

(2) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための、分かりやすい情報提供・共有が必要である。その内容は、可能な限り科学的根拠に基づいた情報とし、市民等が適切な判断や行動を促せるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置^(用語 10)等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事の際、リスク評価に基づき、医療提供体制で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その措置等により影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

3. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特措法による要請や行動制限等の実施により、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする^{〔6〕}。

新型インフルエンザ等対策の実施については、リスクコミュニケーションの観点からも法令の根拠があることを前提とし、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意するとともに、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

6 特措法第5条

5. 関係機関相互の連携協力の確保

対馬市新型インフルエンザ等対策本部^[7]（以下「市対策本部」という。）は、関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部は必要に応じて、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する^[8]。

6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7. 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市は避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等が避難するための情報共有等の連携体制整備等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8. 記録の作成や保存

市対策本部は新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、必要に応じて公表する。

7 特措法第34条

8 特措法第36条第2項

第2章 対策推進のための役割分担

第1節 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する^{〔9〕}。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める^{〔10〕}とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める^{〔11〕}。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議^{〔12〕}（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議^{〔13〕}の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応を、あらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

9 特措法第3条第1項

10 特措法第3条第2項

11 特措法第3条第3項

12 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

13 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

第2節 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する^{〔14〕}。

〈県の役割〉

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定^{（用語 11）}を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定^{（用語 12）}を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関^{〔15〕}、消防機関等で構成される長崎県感染症対策委員会（以下「県感染症対策委員会」という。）等を通じ、予防計画^{（用語 13）}や医療計画^{（用語 14）}等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA^{（用語 15）}サイクルに基づき改善を図る。

〈市の役割〉

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、平時から、県（保健所を含む）、医師会、医療機関等と緊密な連携を図っておく。

14 特措法第3条第4項

15 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

第3節 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具（用語16）を始めとした、必要となる感染症対策物資等（用語17）の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

第4節 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき^{〔16〕}、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

第5節 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種（用語18）の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や、重要業務の業務継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める^{〔17〕}。

16 特措法第3条第5条

17 特措法第4条第3項

第6節 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる^{〔18〕}ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

第7節 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等に関する情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める^{〔19〕}。

18 特措法第4条第1項及び第2項

19 特措法第4条第1項

第8節 対馬市の新型インフルエンザ等対策に係る組織体制

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し対応の取組を推進するため、状況に応じ、対馬市新型インフルエンザ等警戒本部（以下「市警戒本部」という。）、又は対馬市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

○ 市警戒本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部、県対策本部が設置された場合には、副市長（保健部担当）を本部長とする市警戒本部を設置し、部局間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。

また本部長は、必要があると認めるときは、会議に国の職員その他市の職員以外の者（検疫所、保健所、医療機関等の職員）に、出席を求め意見を聴くことができる。

区 分	構 成
本部長	副市長（保健部担当）
副本部長	副市長
本部員	各部局長、総務部総務課長、保健部健康増進課長

○ 市対策本部の設置

緊急事態宣言^{〔用語 19〕}がなされた場合は、速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置^{〔20〕}する。また本部長は、必要があると認めるときは、会議に国の職員その他市の職員以外の者を出席させることができる^{〔21〕}。

区 分	構 成
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部局長、総務部総務課長、保健部健康増進課長 その他本部長が指名する職員
活動班	各部局職員

20 特措法第34条

21 特措法第35条第4項

第3章 対策の基本項目

第1節 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化する」ことを達成するための戦略を実現する、具体的な対策を定めるものである。

以下の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

1. 実施体制

平時から、国、県及び医療機関等と連携し緊密な連携を維持しつつ、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。有事の際には政府対策本部が政府行動計画をもとに作成する基本的対処方針に基づき、的確に市の対策を行う。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーション（用語 20）を通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、市民等が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施する。

3. 水際対策

国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や、感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制等の確保等の準備のための時間を確保するため、市は、国や県が行う検査、隔離、停留、宿泊施設等での待機要請や、健康監視等の水際対策に協力する。その際、関連する対策について、感染症の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、対策の有効性や対策が、市民生活及び地域経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施する。新たな情報の取得や状況の進展に応じ、必要性の低下した対策について、縮小・中止する等の見直しが行われたときは、関係機関等に必要な対応を情報提供する。

4. まん延防止

医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、市民生活及び地域経済活動への影響の軽減を図る。

5. ワクチン

県や医師会等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行っておく。新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

6. 保健

市は、感染症危機時の中核となる存在である保健所と連携し、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得るよう努める。

7. 物資

医療機関を始めとする関係機関において、感染症対策物資等が十分に確保できるよう、準備期から、需給状況の確認や備蓄の推進を行う。

8. 市民生活及び地域経済の安定確保

有事に生じ得る市民生活及び地域経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために事業者や市民等に必要な準備を行うよう、準備期から働き掛ける。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとした、まん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や、生活支援を要する者への支援等を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と、組織体制の編成及び確認を行う。

また、市は、国及び県と連携し、平時から関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

第1節 準備期

1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

(1) 市は、市行動計画を作成し、適宜変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。^[22]

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るための業務継続計画を作成し、適宜変更する。

(3) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の人材の育成等を行う。

3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

(1) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

(2) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

22 特措法第8条第7項及び第8項

第２節 初動期

１．新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(1) 国が政府対策本部を設置した場合^{〔23〕}や、県が県対策本部を設置した場合において、市は市警戒本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(2) 市は、必要に応じて、第１節（準備期）２を踏まえ、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

２．迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援^{〔24〕}を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する^{〔25〕}ことを検討し、所要の準備を行う。

23 特措法第 15 条

24 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

25 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部が設置された後は、市警戒本部を設置し、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策^(用語 21)の事務の代行^[26]を要請する。

イ 市は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める^[27]。

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援^[28]を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し^[29]、必要な対策を実施する。

2. 緊急事態措置の検討等について

(1) 緊急事態宣言の手續

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する^[30]。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う^[31]。

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(1) 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態^(用語 22)解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する^[32]。

26 特措法第26条の2第1項

27 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

28 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

29 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市は、地方債を発行することが可能。

30 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

31 特措法第36条第1項

32 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で市は、市民、県、医療機関及び事業者等とのリスク情報の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

そのため、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行う必要がある。

市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 情報提供・共有について

市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及びその対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会での感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は、集団感染が発生するなど、地域での感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は、重症化リスクが高いと考えられる方の集団感染が発生するおそれがあることから、こども未来課や長寿介護課、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

(2) 県との感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等^(用語 23)の健康観察^(用語 24)に関して県から協力を求められることや、必要に応じ患者等に生活支援を行うことなどがある。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがある^[33]。有事における円滑な連携のため、県と自宅療養者等に係る個人情報を提供するための覚書を締結する。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。また、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

Ⅰ. 情報提供・共有について

(1) 情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う必要がある。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2) 県との感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うこと等がある。こうしたことを踏まえ、市は個人情報やプライバシーの保護に十分に留意し、感染対策に必要な情報提供・共有を行う体制を確保する。

33 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条等。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、市民から寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、市は、国が作成した都道府県及び市町村向けのQ & Aの改正に基づきホームページ等を作成するとともに、国からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

第3節 対応期

1. 情報提供・共有について

(1) 情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う必要がある。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施について、体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2) 県との感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがある。こうしたことを踏まえ、市は個人情報やプライバシーの保護に十分に留意し、感染対策に必要な情報提供・共有を行う体制を継続する。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が作成した都道府県及び市町村向けのQ & Aの改正に基づきホームページ等を修正するとともに、国からの要請を受けて、相談窓口等の設置を継続する。

第3章 水際対策

第1節 準備期

1. 目的

平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設の確保や、システムの整備を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講じられるよう、平時から水際対策に係る研修・訓練等により国及び県との連携を図る。

2. 所要の対応

(1) 国や県との連携

市は、国が検疫法の規定に基づき行う医療機関との協定の締結^[34]や、国や県が実施する有事に備えた訓練を通じて、平時から国や県及び関係機関等との連携を強化する。

(2) クルーズ船等の海外からの多数の観光客等への対応への備え

市は、国の水際対策に応じ、クルーズ船等の海外からの多数の観光客等への対応が迅速に行うことができるよう、関係機関等との連携体制を構築するとともに、対応マニュアル等の整備に努める。

34 検疫法第23条の4

第2節 初動期

1. 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提とし、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、市内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、国が行う水際対策について、国及び県との連携を進める。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

市は、主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策についての情報収集を行う。

(2) クルーズ船等の海外からの多数の観光客等への対応

市は、寄港中のクルーズ船等で感染者が発生した場合には、ウイルスの封じ込めを念頭に、県と連携し、人道的かつ適切な対策を講じる。

第3節 対応期

1. 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。また、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民生活及び市民経済に与える影響等も考慮しながら、国又は県が行う水際対策と連携を進める。

2. 所要の対応

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、状況の変化を踏まえ、第2節（初動期）の対応を継続する。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、第2節（初動期）対応を継続しつつ、国が水際対策の強度を切り替えることについて注視し、また適切に対応する。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、第2節（初動期）の対応を継続しつつ、国が水際対策を縮小又は中止するなど対策の強度を切り替えた場合は、適切に対応する。

第4章 まん延防止

市は、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、市民や事業者の理解促進に取り組む。

第1節 準備期

1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口^(用語 25)に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控え、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

1. 患者や濃厚接触者^(用語 26)以外の市民等に対する要請等

市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛を要請する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出をしないこと等の周知・啓発を行う。

2. 事業者や学校等に対する要請等

市は、必要に応じて、公共施設の使用制限等を実施し、不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まるイベント等の縮小又は中止の要請を行う。また、学校や保育施設等に対し学級閉鎖や休校等を実施又は要請するとともに、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策を強化するよう要請する。

第5章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

県及び市は接種に当たり、国の事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

第1節 準備期

1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、県、医師会、医療機関等と緊密に連携し、ワクチン供給に係る準備を行う。

3. 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、県、医師会、医療機関等と緊密に連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に係る訓練を平時から行う。

(2) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者^(用語 27)のうち住民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(3) 住民接種（用語 28）

市は、平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 市は、国や県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制構築を図る^{〔35〕}。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、対馬市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4. 情報提供・共有

(1) 市民への対応

世界保健機関(WHO)が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」^{〔36〕}が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(2) 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、県の支援を受けながら、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

35 予防接種法第6条第3項

36 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

5. DXの推進

- (1) 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- (3) 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、国や県、医師会等の関係団体と連携し、接種体制の構築を行う。

2. 接種体制

(1) 接種体制の構築

市は、国や県、医師会等の関係団体と連携し、接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(3) 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定者数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 市は、接種が円滑に行われるよう、医師会、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市施設、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。

カ 市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。

キ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

ク 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて必要な医療従事者数を算定する。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。

ケ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際のために、あらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医療関係者や消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関や搬送方法等を選定して、適切な連携体制を確保する。

コ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

1. ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第5章第1節を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って市内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県等と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に、接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

- (ア) 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (イ) 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

- (ウ) 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (エ) 市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

イ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (イ) 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な者に対しては、屋外放送設備の活用や市広報誌への掲載等により周知を実施する。

ウ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉課や長寿介護課、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

エ 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3. 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- (3) 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

4. 情報提供・共有

- (1) 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- (2) 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

ア 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

イ 住民接種に係る対応

市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。

(ア) 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には以下のような状況が予想される。

- α 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- β ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- γ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- δ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(イ) これらを踏まえ、広報に当たっては、市は以下のような点に留意する。

- α 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- β ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- γ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第6章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

市は、県が実施する新型インフルエンザ等対策について、県からの要請に応じその取組等に適宜協力する。

第1節 準備期

1. 連携体制の構築

有事の際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合も考えられるため、市は県と覚書を締結することにより連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

1. リスクコミュニケーションの開始

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であるため、感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2. 市民への情報提供・共有の開始

(1) 市は、県と緊密に連携し、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

(2) 市は、国が設置する情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & Aの公表、市民向けの相談窓口等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

Ⅰ. 主な対応業務の実施

(Ⅰ) 健康観察及び生活支援

ア 市は、県が実施する健康観察に協力する。

イ 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者や、その濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター（用語 29）等の物品の支給に協力する。

第7章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。

感染症対策物資等の不足により、搬送、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることがないように、平時より感染症対策物資等を備蓄しておくことが重要である。

第1節 準備期

1. 感染症対策物資等の備蓄等^{〔37〕}

- (1) 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する^{〔38〕}。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる^{〔39〕}。

- (2) 消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

37 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

38 特措法第10条

39 特措法第11条

第8章 市民生活及び地域経済の安定確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨し、有事の際には、県及び市は、市民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

1. 情報共有体制の整備^{〔40〕}

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3. 物資及び資材の備蓄

(1) 市は、市行動計画に基づき、第7章第1節で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する^{〔41〕}。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる^{〔42〕}。

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

40 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

41 特措法第10条

42 特措法第11条

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等^{〔43〕}への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

第2節 初動期

1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

43 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

第3節 対応期

Ⅰ. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る、市民の心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル^{（用語 30）}予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限^{〔44〕}や、その他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき適切な措置を講ずる。

44 特措法第45条第2項

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる^{〔45〕}。

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。

イ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。

ウ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び水道用水供給事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

45 特措法第 59 条

【用語集】

No.	用語	内容
1	感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
2	有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
3	新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
4	患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
5	業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
6	指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。 本県では、ガス、鉄道、水運事業者等の社会インフラや医療、運送等に関連する事業者が指定地方公共機関として指定されている。

7	季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
8	新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
9	リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
10	緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
11	医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
12	検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
13	予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

14	医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
15	PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の略。一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
16	個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
17	感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
18	特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
19	緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
20	双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

21	特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
22	新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
23	患者等	患者及び感染したおそれのある者。
24	健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
25	相談窓口	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
26	濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
27	登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

28	住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
29	パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
30	フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

○対馬市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 2 5 年 7 月 8 日

条例第 2 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「法」という。）第 3 7 条において準用する法第 2 6 条の規定に基づき、対馬市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 対馬市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 対馬市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。

3 対馬市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 3 5 条第 4 項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、その者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。